

気づくのはあなたと地域の心明目

11月は児童虐待防止推進月間です

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や役場の窓口ご連絡してください。



◆児童虐待とは…

- 身体的虐待：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、など
- 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする、など
- ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気にしても病院に連れて行かない、など
- 心理的虐待：言葉によるおどし、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）、など

◆ご注意ください！乳幼児揺さぶられ症候群「赤ちゃんを激しく揺さぶらないで」

赤ちゃんが何をやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられたり、頭を叩かれたりするような大きな衝撃を与えられると、見た目にはわかりにくいですが、頭（脳や網膜）に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しでも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。

子どもに関する相談・通告先

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ○町民課保健福祉グループ（児童福祉サービス、虐待など） | 電話 5-1115 告知端末 5-8815 |
| ○保健センター（母子保健、子育て、発育など） | 電話・告知端末 5-1790 |
| ○中央保育所（保育所、子育てなど） | 電話・告知端末 5-1254 |
| ○教育委員会（不登校、いじめ、非行など） | 電話 5-1117 告知端末 5-8817 |
| ○稚内保健所子ども保健推進課 | 電話 0162-32-2621 |
| ○旭川児童相談所稚内分室 | 電話 0162-32-6171 |
| ○天塩警察署 | 電話 2-2110 |

花の名も知らずに老いぬ大花野
花野行く忙中閑の句づくり
香しき風の便りの花野かな
花野なかそれぞれにあり風の道
時を得て花野に生きるものたちよ
しなやかに来し晩年や遠花野

横山 貞雄
藤岡 芙美
熊谷千恵子
佐藤 光朗
富樫とも子
田中 徹男

九月定例俳句会

幌延ほおずき俳句会

故前田武人さんに特旨叙位

本年8月にご逝去されました元幌延町議会議長 前田武人さん（問寒別）に、正六位が贈られました。前田さんは、議会議員や保護司として長年、町の振興や福祉に努められ、平成18年に厚生保護功績が認められ瑞宝双光章を授与されています。

10月12日に、旭川保護観察所企画調整課長より、ご遺族の前田雅信さんに、位記が伝達されました。

